

受 付	一 般 質 問 令和 年 月 日	第 時 分	号
--------	---------------------	----------	---

一 般 質 問 < 個 人 > 発 言 通 告 書

令和 8 年 8 月 2 4 日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 ささせ順子

会議規則第 5 9 条第 2 項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	誰もが必要な情報と支援を受けられる環境づくりについて 高齢者や障がいのある方、日本語に不慣れな外国人などが、日常生活や災害時に必要な情報を確実に受け取り、安心して行動できる環境づくりが重要である。 近年では、行政から届く文書の内容を音声で確認できる「音声コード」など、情報を受け取るための手段が広がっている。 また、災害時には、一人ひとりの状況に応じた備えも必要となるため、誰もが必要な情報と支援を受けられるよう、以下について伺う。 (1) 市から発送する各種通知や防災情報について、視覚障がい者や高齢者など、文字情報を受け取りにくい方への情報提供をどのように行っているか。 (2) 市から発送する各種通知や防災情報等に、U n i - V o i c e（ユニボイス）等の音声コードを活用し、必要な情報を受け取りやすくする考えはあるか。 (3) 災害時に特別な配慮や物品を必要とするオストメイト（人工肛門や人工膀胱を使用する方）などのニーズを平時からどのように把握し、災害時の備えに反映しているか。	

2	認知症とともに暮らせる地域づくりについて 超高齢社会を迎え、長寿の時代となった。年齢を重ねる中で心身にはさまざまな変化が生じるが、認知症も、誰にでも起こり得る身近なものである。 令和6年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行された。その後、同法に基づく「認知症施策推進基本計画」において、認知症になっても希望を持って暮らし続ける「新しい認知症観」が示された。これは、一人ひとりのできることややりたいことを大切にし、住み慣れた地域でつながりを保ちながら暮らしていくという考え方である。 市の調査では、18歳から64歳までの96.6%が「誰もがなり得る」と認識している一方、「新しい認知症観」の認知度は9.2%にとどまっている。 本市がこれまで地域包括支援センター等とともに進めてきた、自分でできることを維持・回復するための介護予防や総合事業の取組をさらに生かし、市民が早くから自分の変化に関心を持ち、必要に応じて相談や医療へ自然につながる環境を整えることが重要である。 認知症を特別視せず、誰もが自分らしく暮らし続けられるやさしい地域づくりを進める観点から、以下について伺う。 (1) 「新しい認知症観」を、市民にどのように分かりやすく伝えていく考えか。 (2) 認知症の早期発見と、必要な相談・医療・支援につなげるための体制を、どのように充実させているか。 (3) 認知症や、その可能性のある人が外出先で困った際に、周囲に助けを求めやすくする「認知症ヘルプマーク」の導入についてどのように考えるか。	
3	瀬戸大府東海線の開通後について 主要地方道瀬戸大府東海線は、瀬戸市から東海市を結ぶ主要な幹線道路であり、渋滞の緩和や交通利便性の向上に加え、物流の円滑化や災害時の緊急輸送を支える重要な役割を担っている。 令和8年8月16日には、長久手市前熊下田地内から岩作権代地内までの約0.9kmが開通した。令和2年の県の再評価では、費用対効果分析の算定に用いる計画交通量は1日1万9,400台とされ、「人の交流を支え地域を活性化する基盤整備」「高規格幹線道路へのアクセス性向	

	上」「緊急輸送道路の強化」が事業目標に掲げられている。 沿線には、8月にリニューアルオープンした長久手温泉ござらっせ、あぐりん村、福祉の家をはじめ、農業や自然を生かした活動など、さまざまな地域資源がある。今回整備された道路そのものも新たな地域資源と捉え、アクセスの向上によって生まれる人や物の流れと、すでにある地域資源を結び付け、交流の拡大や農業・観光・産業の振興など、市東部地域の活性化につなげていく視点が必要であると考え、以下について伺う。 (1) 瀬戸大府東海線の開通後、市内の交通の流れや渋滞、周辺道路への影響に加え、歩行者等の通行・アクセス環境をどのように把握しているか。 (2) 道路の開通を地域農業の振興にもつなげるため、生産者への支援や地産地消の促進、あぐりん村を生かした取組をどのように進める考えか。 (3) 道路の開通による効果と、市東部地域にすでにある地域資源を生かし、今後どのような地域づくりを進めていきたいと考えているか。	
4	成年後見制度の利用促進について 認知症や障がいなどによって、自分一人で大切なことを判断することが難しくなった方の財産や権利を守る仕組みの一つが、成年後見制度である。 この制度は、単にお金や財産を管理するためだけのものではない。本人が「どこで、どのように暮らしたいのか」という意思を尊重しながら、本人の権利を守るために必要な制度である。 しかし、現場の専門機関からは、高齢者が介護を必要とするようになったとき、この制度を知らないために、本人の希望が十分に確認されないまま施設に入る話などが進んでしまうことがあると懸念されている。また、必要な方を制度につなぐ仕組みや、市民や支援に関わる人に制度を知ってもらう取組にも課題があると伺っている。 どのような状況になっても本人の意思が尊重され、その権利が最後まで守られることは、本市が目指す「地域で共生するまち」の実現に欠かせない視点である。 認知症や障がいなどによって判断することが難しくなっても、本人の権利や思いが守られ、安心して暮らし続けられる相談・支援体制を、今後どのように整えていく考えか、見解を伺う。	